

令和6年度第12回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和7年3月24日(月) 午前9時

場 所 鹿児島県農業共済組合大崎出張所 2階会議室

出席者 【農業委員】

1番 ○○委員, 3番 ○○委員, 5番 ○○委員, 6番 ○○委員

7番 ○○委員, 8番 ○○委員, 9番 ○○委員, 10番 ○○委員

11番 ○○委員

【推進委員】

1番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員, 5番 ○○委員

6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員, 9番 ○○委員

10番 ○○委員, 11番 ○○委員, 12番 ○○委員

計20名

事務局 ○○○○, ○○○○, ○○○○, ○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告

2/22(土)大崎町畜産振興大会

3/5(水)第2回定例理事会(鹿児島市)

3月定例常設審議委員会(鹿児島市)

3/19(水)大崎町自殺対策協議会

開 議 第1. 会議録署名委員の指名(1番 ○○○○委員, 3番 ○○○○委員)

第2. 議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3. 議案第68号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について

第4. 議案第69号 「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)」の策定について

第5. 議案第70号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について

その他

開 議

事務局長 ただ今から令和6年度第12回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。会長からあいさつと経過報告を申し上げます。

会 長 2月22日大崎町畜産振興大会が中央公民館で開催されました。衆議院議員の森山先生の講演のほか、畜産表彰として、鹿児島県畜産共進会へ出品し優秀な成績を残された功績に対して、東幸二職務代理と栢山弘志氏が表彰されました。多くの畜産農家の方々が参加され「経営環境が厳しい時に出来る事を考えてみましょう」との講演内容に、熱心に傾聴されていりました。3月議会の一般会計特別審査委員会におきまして、農業委員会総会の欠席状況や最適化加算報酬についての説明と、その書類の提出を求められました。議会へは、令和6年度の農業委員会総会

の欠席状況と、令和5年度実績の最適化加算報酬を個人情報の保護の観点から氏名を黒塗りにして提出致しました。これは、「農業委員・最適化推進委員の活動が見えない」ということの表れと捉えております。また他にも一部の農家の方からの厳しいご意見を直接お聞きしたこともあります。我々は、議会からの承認で農業委員となり、農業委員の承認を得て最適化推進委員となります。農業委員、最適化推進委員のそれぞれの責務を果たす必要があります。委員間の情報を共有しながら、議会や農家の方々のご理解を得られるよう、一丸となって頑張っていきたいと思うところです。それでは経過報告をいたします。2月22日 大崎町畜産振興大会、3月5日 第2回定例理事会、3月定例常設審議委員会（鹿児島市）、3月19日 大崎町自殺対策協議会、以上の会に出席してまいりました。それでは会議に入ります。まず会議録署名委員の指名を行います。1番〇〇〇〇委員、3番〇〇〇〇委員にお願いいたします。本日は、議案第67号から議案第70号までを議題といたします。開けていただきまして、1ページ総会審議内訳表です。許可区分・申請件数のみ読み上げます。3条5件、農地バンク法による農地中間管理権の設定98件、合計103件を議題といたします。2ページ、議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。3ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号1番について調査結果を報告をいたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者ではございませんが、奥さんであります〇〇〇さんが認定農業者となっております。主な経営作物は、水稻、キャベツ、そば等でございます。申請地は、神領字犬太郎〇〇〇〇 田 外2筆 2,660㎡です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。今までも受人が農地の管理をしていたとのことでございます。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴3年とありますが、この方の近くで私も農業をしておりますが、20年位しているのではと聞かいただきました。本人は、以前〇〇に勤めていらっしゃって、その期間は換算するといけないのだろうと認識をされておまして、奥さんの手伝いを土日はしていたということで含めてもいいんだよと伝えたところ、年数は、20年位にしてくださいとのことでした。機械保有は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック2台、ホイールローダ1台と十分です。通作距離は、自宅から2～3分のところでございます。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 委 議	長 員 長	審議番号1番について、何かご質問はありませんか。 なし。
		なしということであります。審議番号1番について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
		(挙手)
委 議	員 長	挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2番の調査報告を事務局お願いします。

〇〇〇〇 第3条申請、審議番号2番について調査結果報告を代読いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稻です。申請地は、仮宿字天ヶ城〇〇〇〇 田 外3筆 1,772 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人と妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴46年とあります。機械保有は、トラクター1台、田植機1台、軽トラック2台と十分です。通作距離は、自宅から1kmで、車で約3分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号2番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号2番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号2番につきましては、許可といたします。審議番号3番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号3番について、調査結果を報告いたします。まずは、申請人についてです。渡し人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稻、牧草、甘藷です。申請地は、菱田字浜川原〇〇〇〇 田 1筆 950 m²です。申請理由は、譲渡人の労力不足による要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、父の2名です。農作業技術力は、農作業歴20年とあります。機械保有は、トラクター3台、コンバイン1台、トラック3台、米乾燥機2台と十分です。通作距離は、自宅から1.5kmで、車で約5分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については、協力しますとのことでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号3番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号3番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号3番につきましては、許可といたします。審議番号4番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号4番について、調査結果を報告いたします。まずは、申請人についてです。渡し人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稻、露地野菜

です。申請地は、永吉字川間〇〇〇〇 田 1筆 938 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。今までも受人が農地の管理をしていたとのことです。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人の1名です。農作業技術力は、農作業歴52年とあります。機械保有は、トラクター1台、軽トラック1台で、他に必要な機械については借りているとのことです。通作距離は、自宅から1kmで、車で約3分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については、協力しますとのことでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号4番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号4番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号4番につきましては、許可といたします。4ページ、審議番号5番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号5番について、調査結果を報告します。まずは、申請人についてです。渡し人は、〇〇〇町の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇町の〇〇〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、大根、他露地野菜です。申請地は、永吉字勘兵衛堀〇〇〇〇 畑 外6筆 27,602 m²です。申請理由は、親子間の贈与です。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、父の2名です。農作業技術力は、農作業歴17年とあります。機械保有は、トラクター3台、田植機1台です。通作距離は、自宅から2km圏内にあり、車で約3分から5分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については、協力しますとのことでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号5番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号5番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号5番については、許可といたします。5ページ、議案第68号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題といたします。6ページ、農用地利用集積等促進計画(案)総括表(農地中間管理権の設定)でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第68号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」、6ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和7年6月1日、期間は10年、終期は令和17年5月31日と始期が令和7年5月1日、期間が20年、終期は令和27年4月30日です。中間管理権の設定面積は、田が76,153 m²、畑が376,598 m²、計452,751

mでございます。7ページから20ページが内訳です。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 7ページ、8ページ、連番1番を除いて連番2番から連番42番までを、一括して審議致します。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。連番2番から連番42番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって連番2番から連番42番までは、許可といたします。9ページ、10ページ、連番43番から連番84番までを、一括して審議致します。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番43番から連番84番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって連番43番から連番84番までは 許可と致します。11ページ、12ページ、連番85番から連番126番までを一括して審議致します。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番85番から連番126番までを、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって連番85番から連番126番までは、許可と致します。13ページ、14ページ、連番127番から連番168番までを一括して審議致します。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。連番127番から連番168番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって連番127番から連番168番までは、許可と致します。15ページ、16ページ、連番169番から連番210番までを一括して審議致します。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番169番から連番210番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって連番169番から連番210番までは、許可と致します。17ページ、18ページ、連番211番から連番252番までを一括して審議致します。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは連番211番から連番252番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番 211 番から連番 252 番までは、許可と致します。19 ページ、20 ページ、連番 253 番から連番 274 番までを一括して審議致します。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは連番 253 番から連番 274 番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって連番 253 番から連番 274 番までは、許可と致します。7 ページにお戻りください。連番 1 番につきましては、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

議 長 連番 1 番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは連番 1 番を許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって連番 1 番は、許可と致します。

(〇〇委員着席)

議 長 21 ページ、議案第 69 号「令和 7 年度最適化活動の目標設定等（案）の策定について」を議題といたします。22 ページから 24 ページ。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第 69 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等（案）の策定について」でございます。22 ページです。ポイントを説明させていただきます。座らせて説明させていただきます。「Ⅰ農業委員会の状況について」これは、センサス等に規定する数値でございますので、あともってご確認ください。「Ⅱ最適化活動の目標」ここについては、集積についてです。管内の農地面積 3,800ha、これまでの集積面積 1741.6ha、集積率 45.83%、この集積面積と集積率については、農林振興課が精査中ですので、確定できしだい会長と確認し、修正させていただきます。表の中の課題を読み上げます。「農業従事者の高齢化により規模縮小・離農に伴い、遊休農地が増加しており利用集積の妨げとなっている。不在地主や未相続により利用権設定等ができず、担い手への農地集積を阻害している。」23 ページです。②目標、表をご覧ください。農地の集積の目標年度 12 年度、表の真ん中ですが今年度の新規集積面積 92.1ha とします。今年度末の集積面積 1,834ha、この集積面積も農林振興課の数値が確定してから修正となります。（2）遊休農地の解消、ここは遊休農地の解消についてです。①現状及び課題、現状、1 号遊休農地面積、150ha、A 判定に類するものです。課題を読み上げます。「農業者の高齢化や離農等により農業者全体が減少しており、遊休農地が増加している。特に山間部や小面積などの遊休農地の解消が難しくなっている。」②目標、ア 既存遊休農地の解消、令和 3 年度の計画時の数値となっております。a 緑区分の遊休農地の解消、令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積 110ha、緑区分の遊休農地の解消目標面積 22.0ha、b 黄区分の遊休農地の解消は 0ha、イ 新規発生遊休農地の解消、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積 28.6ha とします。これは令和 6 年度に発生した遊休農地の数値です。（3）新規参入の促進、新規参入につい

てです。①現状及び課題，表の下のほうの課題ですが，読み上げます。「新規参入希望者の情報が少ない。新規就農者はほとんどが後継者である。新規参入希望者や新規就農者が，希望する優良農地を確保することが困難。」②目標，表の下段です。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積 28.7ha とします。権利移動面積は過去 3 年間の平均 10% です。24 ページです。ここが、委員の活動についてです。2 最適化活動の活動目標，（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標，１人当たりの活動日数を月 10 日とします。10 日と書いていますが 10 日以上をお願いします。（２）活動強化月間の設定目標，活動強化月間の設定回数 3 回，6 月～7 月を「遊休農地の解消，農地パトロールを行い，圃場の状況を調査し，遊休農地解消のための戸別訪問等により，利用意向の把握を行う。」7 月～10 月を「農地の集積，農地集積・集約を行う月間として，総点検活動により耕作者等の意向を把握し，各地域ごとに情報の集約を行う。」11 月～1 月を「新規参入者の促進，既存の新規参入者や総点検活動等による，参入者情報等の把握を行う。」とします。（３）新規参入相談会への参加目標，各関係機関と連携を図り，新規就農相談会を開催する。以上，「令和 7 年度最適化活動の目標設定等（案）の策定について」の説明を終わります。

議 長 「令和 7 年度最適化活動の目標設定等（案）の策定について」何かご質問はありますか。〇〇委員。

〇〇委員 ちょっと教えてください。22 ページ，2 農家・農地等の概要ということで，基幹的農業従事者数の意味を教えてください。基幹的農業従事者の意味が分かりませんので教えてください。

〇〇〇〇 はい，すみません。基幹的農業従事者数というところですけど，これにつきましては，主に販売を行っている。つまり家庭菜園とか自家消費を主にしているのではなく販売を主にしている数ということでこの数値は出ています。

議 長 よろしいでしょうか。

〇〇委員 総農家数には，家庭菜園等が含まれているということですかね。

〇〇〇〇 このセンサスにおきまして，本人さんが「わたし農業をしております」と言われれば上がってしまうという風に聞いております。

〇〇委員 はい，分かりました。農業従事者数が 999 人で，農家戸数が 1,032 戸あったものですから，ちょっと疑問があったところでした。よろしいです。

議 長 他にご質問はありますか。それでは，議案第 69 号「令和 7 年度最適化活動の目標設定等（案）の策定について」を承認してよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 （挙手）

議 長 挙手多数。よって議案第 69 号「令和 7 年度最適化活動の目標設定等（案）の策定について」は承認と致します。（案）を消してください。

〇〇〇〇 補足で，ただ今承認いただきました目標については，4 月以降にホームページの方に公表することになります。今，次長から説明があったように農林振興課の方がまだ数字が固まっていない部分が若干含まれておりましたので，その部分につきましては，農林振興課の精査後の数値を公表させていただくということで，そこも含めて承認いただいたということになります。

議 長 よろしくをお願いします。25 ページ，議案第 70 号「農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について」を議題といたします。26 ページ，事務局

の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第 70 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名についてです。26 ページです。1 番 〇〇〇〇 (〇〇〇町), 賃借を希望です。神領字小牧〇〇〇〇 畑 1,403 m² 他 1 〇〇委員を指名します。2 番 〇〇〇〇 (〇〇〇), 売買を希望です。永吉字濱沖〇〇〇〇 田 1,029 m² 他 1 〇〇委員を指名いたします。

議 長 〇〇委員, 〇〇委員よろしくお願いいたします。はい〇〇委員。

〇〇委員 総会資料は売買となっていますが、今手元にあるあっせん申出書には、賃借でもよいとなっているんですけどどうということですか。

〇〇〇〇 本人さんの希望は売買を希望されているんですが、どうしても見つからなければ賃借でもいいということでした。

議 長 事前の説明をお願いします。よろしいでしょうか。

〇〇委員 はい。

議 長 最後のページになります。休会中の報告(あっせん関係)でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 休会中の報告についてです。1 番は、本人より急いでいるわけではないので、地道に探してほしいとのことです。先月、3 ヶ月見つけても見つからなかった場合はあっせん台帳を作成し、貸したい農地があるという情報を登録する旨、説明しましたが、この案件は半年探してもいないようなので、あっせん台帳に移行したいと思います。休会中の報告は不要とはなりますが、引き続き相手方を見つけていただければと思います。2 番は、入口が狭いため借り手がいないようなので、入り口を大きくしてから借り手を探してみようということで取り上げられました。3 番は、何も書いてありませんが、〇〇〇〇さんが購入希望ということでお話を聞いております。4 番は、両方とも水はけや地盤が悪いため、何らかの対策をとってから考えるとのことで、取り下げ予定です。

議 長 3 番について〇〇委員から報告をお願いしていいですか。

〇〇委員 はい。3 番については、私のほうでいろいろ探しましたが見つかりませんでしたので、〇〇委員と事務局に協力を得まして、今のところ〇〇〇〇さんが購入希望ということで、進めてまいります。

議 長 はい、ありがとうございます。その他、ご意見ご質問はありませんか。はい、〇〇委員。

〇〇委員 休会中の報告の 2 番、〇〇〇〇さんの分ですが、今回取り下げになっているんですが、この前に私が担当になっていて取り下げにした経緯があるんですが、なぜ再度〇〇委員にあっせんを依頼したのか教えてください。

議 長 暫時休憩といたします。
(暫時休憩)

議 長 休憩以前に戻ります。私が貸したい借りたいアンケートに行きまして、その時奥様から誰も作っていないのでもう一回出してもらいたいという要望がありましたので、あっせんに出したところです。

〇〇委員 私の時も入り口が狭く、大型が入らない状態で、私も何人も見つけたんですよ。

議 長 ご本人としては、0 円でもいいから耕作していただければということでした。そんなに荒れてはいないということでした。

〇〇委員 そんなに荒れてはいんですよ。

議 長 ご希望があったものですから。はい。何回でも探すのが私たちの仕事だと思っています。

〇〇委員 いや私が担当で取り下げになったやつがなぜ〇〇委員にあっせん指名になっていた。なぜこんな仕方をしたんだろうと思ってました。

議 長 はい、これから対応の仕方を検討します。よろしいでしょうか。

〇〇委員 はい。

議 長 ありがとうございます。はい、〇〇委員。

〇〇委員 すみません。4番の〇〇〇〇さんの下の〇〇〇〇の土地のあっせんについての状況を報告したいと思います。田を見に行っただんですが、道路から2番目の田だったんですが、ちょうど現地を確認した時には草が生えていて地盤も固いような状況だったんですが、用水がないというのは確認できました。排水はありました。本人にも「今からあっせんに入ります」と連絡をして、田について何か言うことはないですかと聞いたら、ないということでありました。今までずっと転作をしていたということでした。そしてあっせん活動していて言われたのが、隣地の耕作者から「あの田は、トラクターを入れたら出れなくなるよ。はまるよ。」でした。「農業委員会としてそんな圃場をあっせんするの？」と逆に言われた。それで私も田の中をずっと歩いて行ったら、手前のほうは固いんですが奥のほうに行っただけにたぶん小型のトラクターだったと思います。はまった跡があって、50cm位窪んでおりまして、自分でそこに乗ったら2月の一番固い時期にボヨボヨしておりました。現地を見ただけでは分からず、中を歩いて行って初めてその現状が分かって、これはダメだと。そのことを本人さんに電話したら、「ちった、ぬかいかも」ということを後で言われました。本来は隣地の方が畦をとって一緒に作れたらいいなあと思ったんですが、そのような状況が分かって、初めてこれはあっせんできる田ではないということが分かったものですから、本人さんが事務局に来られてあっせんをお願いしますと言われたときに、田については、ぬかる状況を聞き取りをして貰いたいなあと思いました。でないとあっせんした後、借りた人がはまってユンボで上げないといけなくなるとトラブルの元になるなあと思ったところでした。報告ですがよろしくお願いします。

議 長 あっせん関係におきましては、担当になったら自分たちで現地を見て確認をして、これは農地じゃないよねということを事務局に言ったり、ここはこうだねという感じで、やはりそこは自分が担当になった場合、一応確認して…。

〇〇委員 ちょっとよろしいですか。

議 長 はい。

〇〇委員 今、〇〇委員がおっしゃってることは、売買か貸借か申し出があったときに、ちょっこつと足を運んで現地を事務局で確認できませんでしょうかというようなお願いだけ？

〇〇委員 ご本人があっせんで事務局に来られてた時に、「ぬかる田ではないですか」と聞いて、田の状況を本人が教えてくれれば一番いいですけど、自分たちが2月の固い時期に行っても分かんないですね。所有者が一番分かっていると思います。だから今まで転作しかできなかったというような田で、自分たちで現地を見ても最初は分からなかったです。隣の耕作者が「ぬかい田んぼをあっせんすつとか」と言われて、私も「あっ、そうなんですか」と逆に注意されたような感じになったものですから、わかる範囲でいいので所有者があっせんの手続きに来られた時に事務局の方で「田

はぬからんですか？」ということを一言、ちょっと情報が分かったら聞いていただきたい。

議 長 はい、事務局。

〇〇〇〇 あっせんの申し出に来られた時にお話を伺いまして、その際に基本的には「今どのような状態なのか」「前は何を作っていたのか」「農地の状況はどうなのか」という聞き取りをしまして、その後現地調査にはいっていますが、確かに条件の悪いところは言われない場合もあるかと思しますので、今後あっせんの申し出があった場合には、事務局でももっと詳しく状況を把握したうえで、あっせんに乗せていきたいと思えます。

議 長 はい、皆さんよろしいでしょうか。その他、何かご意見ご質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 以上をもちまして、令和6年度第12回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。

議 長

1 番委員

3 番委員